

イベントメモ

中小企業事業者の皆さまへ 商工振興補助金を活用ください

町では、町内に事業所を持ち、一定の条件を満たす事業者に商工振興補助金を交付します。補助金の概要は、次のとおりです。

中小企業事業者の定義

町内に事業所を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の規定に該当する者

申請条件

令和4年1月1日から令和4年12月31日までに、別表に該当する新設、または増設工事を完了した工場・店舗であること。

補助の内容

支払った固定資産税に依じて、別表のとおり3年間に渡り補助金が交付されます。

申請期限

1月31日(火)厳守

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32)3113

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

交付の条件	
① 1,000万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を新設したとき	
② 500万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を増設したとき	
交付対象	交付率
新たに固定資産税が課せられた年	翌年度に支払った固定資産税額の全額
上記の翌年(2年目)	翌年度に支払った固定資産税額の7割
上記の翌年(3年目)	翌年度に支払った固定資産税額の5割

*1件の申請に対する年度の補助金の上限は、100万円です。
*購入による敷地の拡張は、増設に該当します。

狩猟免許取得者を支援します

町では、新規に狩猟免許を取得される方に対して、費用の一部を補助しています。対象者および補助金額等は次のとおりです。

対象者

(次の条件を全て満たす方)
・狩猟免許取得試験に合格した方
・町内に居住し、住所を有する方
・町税等に滞納のない方
・御代田町猟友会員として、有害鳥獣の捕獲活動に参加いただける方

対象となる経費

・試験手数料
・講習会受講料およびテキスト代
・診断書手数料
・補助金額
・狩猟免許取得に要した費用の1/2の金額
(上限6,000円)

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係
(32)3113

御代田町の 特産品を募集します

町は、「御代田町特産品認定事業」を行っています。この事業は、特産品の認定を実施し、その広報と販売に助力をし、町の産業振興を目的としています。

認定された品物には「御代田町特産品認定第〇〇号」の表示ができます。

認定基準

御代田町のイメージにふさわしく、品質に優れ、食品衛生法および関係法令に違反していない物品

認定有効期間

認定の日から3年間。令和元年度に認定を受けたものは、今年度更新が必要となります。

審査手数料

(新規) 1品 1,000円
(更新) 1品 500円

申込締切

1月27日(金)

*認定申請書は、産業経済課商工観光係に用意しています。

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32)3113

困っていること心配ごとがあればご相談を！
毎月5・15・25日は「心配ごと相談日」です
場所 ハートピアみよた 時間 午前9時～正午
問い合わせ先 町社会福祉協議会(32)1100

1月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 国民健康保険税(8期分)
- 町営住宅使用料(1月分)
- 後期高齢者医療保険料(7期分)
- 上水道使用料(1月期分)
大口12月使用分
- 介護保険料(7期分)
- 下水道使用料(1月期分)
大口12月使用分
- 保育料(1月分)

納期限
1/31 火曜日

令和5年自衛官等を募集(春季)

自衛官候補生

(任期制自衛官として任期満了時に、継続か退職か自己を見つめ直すチャンスのある制度！)

受験資格

18歳以上33歳未満の男女

採用時期

3月下旬

受付期間

・1月試験 1月16日まで
・2月試験 2月6日まで
・3月試験 2月28日まで

採用試験

・1月試験 1月20日～22日
□述・身体検査 1月29日
・2月試験 2月12日～14日
□述・身体検査 2月18日
・3月試験 3月5日～6日
□述・身体検査 3月11日

*学科試験はWebです。
期間から内一日を選択。
東信地区公務員合同説明会予定
参加団体

長野県警、佐久広域連合
消防本部、自衛隊
時期 2月上旬頃

*別途、自衛隊長野地方協力本部HPでお知らせ

問い合わせ先

自衛隊上田地域事務所
0268(22)5267
詳しくは、自衛官募集HP
検索 長野地本

暖炉・薪ストーブなど 使用の際のお願い

近年、暖炉や薪ストーブなどを利用する方が増え、役場に煙や臭いに関する相談が多く寄せられています。

暖炉や薪ストーブなどを利用する際は、次のポイントに注意し、適切な使用をお願いします。

- ・十分に乾燥した薪を使う
湿った薪は多量の煙や臭い、スス、タールが発生します。
- ・薪以外は絶対に燃やさない
ごみはもろろん、接着剤・塗料などが付着した薪(ベニヤ板など)は悪臭や有害物質を発生させますので、燃やさないでください。
- ・定期的に点検、掃除を行う
煙突にススやタールが溜まっていると、使用時の火の粉が原因で引火する恐れがあります。火災の原因となりま

るので、定期的に点検、掃除をしましょう。
・ご近所への配慮
近所で洗濯物を外に干している時間帯は使用を控えるなど、配慮をお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32)3114

灯油の流出事故にご注意ください!

各家庭で灯油を扱う機会が増える冬季は、灯油の流出事故が予想されます。

灯油が河川へ流出してしまうと、たとえ少量であっても下流域で水道水の取水、養魚場、農作物などに甚大な被害を及ぼし、事故を起こした当事者には損害賠償、油除去、土壌入れ替えなど、多くの対応が求められます。

日ごろから事故を防止するために次のことを必ず守りましょう。

- ・給油中はその場を離れない
給油後、バルブの閉め忘れがないか確認する
- ・定期的に給油設備に腐食や亀裂などがないか点検を行う
万が一、灯油を流出させてしまったら、流出しているのを発見したら、流出防止措置を取り、すぐに次の機関へご連絡ください。
- ・早期発見、早期対応が汚染の拡大防止には必要です。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32)3114
御代田消防署
(32)0119

ごんにちは農業委員会です

問い合わせ先

農業委員会事務局 (32)3113

農業者年金への加入を 検討してみよう

農業者の方であれば 広く加入できます

- ・年間60日以上農業に従事する
- ・国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)
- ・20歳以上60歳未満の方(60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます)

農業者の配偶者や後継者、農家のパートナーなども加入できます。
脱退は自由
脱退された場合には、将来年金として支給されます。

脱退された場合には、将来年金として支給されます。
脱退された方も、加入要件を満たしていればいつでも再加入できます。
保険料は自由に設定できます

毎月の保険料は、2万円(35歳未満で一定の要件を満たすかたは1万円)から最高6万7千円の間で、千円単位で設定できます。

位で自由に設定することができます。いつでも保険料の変更ができます。
また、認定農業者で青色申告者等の条件を満たす方は、保険料の補助制度を受けることができます。
80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は、終身受け取れます。もし、80歳前に亡くなられた場合は、80歳になるまでに受け取る予定の年金が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。
税制の優遇措置があります

支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。
加入するには
振込口座と国民年金の基礎年金番号がわかるものを持ち、JA窓口にて手続きをお願いします。